

成田市建設工事監督要領

(目的)

第1条 この要領は、法令及び条例等に特別の定めがあるもののほか、本市が契約した土木工事、建築工事、設備工事等の建設工事及びその他必要と認める工事（以下「工事」という。）の監督を適正かつ効率的におこなうために必要な事項を定め、契約事項の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督職員 成田市財務規則第117条の規定により工事の監督を行う職員で、総括監督員、主任監督員及び監督員をいう。
- (2) 工事担当課 工事を担当する課又は工事を主管する課から依頼を受けた課をいう。

(監督業務の分類)

第3条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監督総括業務（総括監督員）

- ア 建設工事請負契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて委任したものの処理
- イ 契約の履行について、受注者に対する必要な指示、承諾または協議等で重要なものの処理
- ウ 関連する2以上の監督業務を行う工事において、施工上密接に関係する場合の工程等の調整で重要なものの処理
- エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当課への報告
- オ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督及び監督業務の掌理
- カ 監督業務の総括に関すること

(2) 現場監督総括業務（主任監督員）

- ア 契約の履行について、受注者に対する必要な指示、承諾または協議等（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理

- イ 設計図面、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の施工のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
- ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理
- エ 関連する2以上の監督業務を行う工事において、施工上密接に関係する場合の工程等の調整で重要なもの以外の処理
- オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の総括監督員に対する報告
- カ その他履行の監督に必要な検査、立会い等のうち重要なものの処理
- キ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

（3）一般監督業務（監督員）

- ア 契約の履行について、受注者に対する必要な指示、承諾または協議で軽易なものの処理
 - イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾
 - ウ 契約図書に基づく工程等の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び使用材料の試験又は検査の実施で軽易なものの処理
 - エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の主任監督員に対する報告
 - オ その他履行の監督に必要な検査、立会い等のうち軽易なものの処理
- 2 前項による重要なもの及び軽易なものの取扱いについては、技術的条件及び当該行為に関する費用の面等を勘案し、総括監督員が決定する。

（監督職員の担当業務等）

- 第4条 監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の規模及び技術的条件を勘案し、必要ないと認めるときは、総括監督員、主任監督員及び監督員をそれぞれ以下の項目に従い選任するものとする。
- （1）総括監督員を選任しない場合は、主任監督員が監督総括業務をあわせて担当するものとする。

- (2) 総括監督員及び監督員を選任しない場合は、主任監督員が監督総括業務及び一般監督業務をあわせて担当するものとする。
 - (3) 総括監督員及び主任監督員を選任しない場合は、監督員が監督総括業務及び現場監督総括業務をあわせて担当するものとする。
 - (4) 監督員を選任しない場合は、主任監督員が一般監督業務をあわせて担当するものとする。
- 3 前項第1号から第3号の場合における受注者への指示等のうち、重要な事項については、原則として工事担当課の長によりおこなうものとする。

(監督職員の任命基準等)

第5条 監督職員は、原則として当該各号に掲げる職員から任命する。

- (1) 総括監督員 工事担当課の長又は工事担当課の長が指名した者
 - (2) 主任監督員 工事担当課の係長又はこれに相当する職以上の者
 - (3) 監督員 工事担当課の職員のうち工事担当者
- 2 工事の規模及び技術的条件等を勘案し、特に必要がある場合は、複数の監督職員を任命することができる。ただし、その場合は、それぞれの監督職員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。

(監督職員の通知)

第6条 監督職員を任命したときは、成田市建設工事適正化指導要綱（平成17年4月1日施行）（以下、「指導要綱」という。）第13条の規定に基づき、監督職員選任通知書（指導要綱様式第10号）により受注者に通知しなければならない。

(監督職員の変更)

- 第7条 監督職員を変更した場合は、監督職員選任変更通知書（指導要綱様式第11号）により速やかに受注者に通知しなければならない。
- 2 監督職員の変更があったときは、前任の監督職員は、後任の監督職員にその事務を速やかに引継ぐものとする。

(監督職員の任命方法)

- 第8条 監督職員の任命は、次の各号によりおこなうものとする。
- (1) 監督職員の任命は、請負契約ごとにおこなう。
 - (2) 監督職員の任命は、第7条および第8条に基づく監督職員選任通知書および監督職員選任変更通知書の執行決裁によりおこなう。
 - (3) 監督職員の任命は、当該請負契約の完了検査の合格をもって解く。

(監督の留意事項)

第9条 監督職員は、次に掲げる事項に留意して監督をおこなわなければならない。

- (1) 監督職員は、建設工事請負契約書及び約款並びに仕様書、設計書及び図面等に基づき監督をおこなう。
- (2) 厳正かつ公平に監督をおこなうとともに、受注者と協力して地元との関係に留意し、工事の施工に支障をきたさないよう配慮しなければならない。
- (3) 極力工事現場に臨み、現場の状況把握に努め、工事が円滑に遂行するよう適切な指導、指示等の徹底を図る。
- (4) 監督職員は、監督の実施にあたっては、受注者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督の実施により知り得た受注者の業務上の秘密に属する事項は他に漏らしてはならない。

(監督記録の作成・保管等)

第10条 監督職員は、契約の履行における関係図書等（受注者から提出された図書を含む。）を作成、整理及び保管し、経緯を明らかにするものとする。

(受注者への指示)

第11条 監督職員は、受注者に対して、指示し、承諾し、協議し、提出を求め、又は通知する場合は、書面（工事打合簿等）に記録しなければならない。

- 2 災害防止、緊急時などやむを得ない場合は、臨機に指示した後、速やかに総括監督員または、総括監督員を選任しない場合は工事担当課の長に報告をするものとする。

(施工体制の点検)

第12条 監督職員は施工体制を点検し、改善すべき事項があると認められた場合は、速やかに措置を講ずるものとする。

(職員以外の者による工事監督)

第13条 市長が特に必要と認めた場合は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により監督業務の一部又は全部を職員以外の者に委託できるものとする。

(工事成績評定)

第14条 監督職員は、工事の完成を確認したときは、遅延なく別に定める

工事成績評定等実施要領（平成２１年４月１日施行）に従い、当該工事の成績を評定しなければならない。

附則

この要領は、平成２６年５月１日から施行する。